

令和7年第6回太子町議会定例会（第517回町議会）会議録（第3日）

令和7年9月1日

午前10時開議

議事日程

- 1 議案第55号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 2 議案第56号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第57号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第58号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第59号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 6 議案第60号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 議案第61号 備品購入契約の締結について（パソコン等）
- 8 議案第62号 備品購入契約の締結について（4種公認更新に係る陸上競技用備品）
- 9 議案第63号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 10 議案第69号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第64号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第65号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第66号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第67号 太子町保健福祉社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第68号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第72号 太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第73号 太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第74号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第75号 太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第76号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第77号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第70号 太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第71号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第78号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第79号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第80号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 認定第1号 令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第2号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 29 認定第3号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 30 認定第4号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 31 認定第5号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 32 認定第6号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 33 認定第7号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第55号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 2 議案第56号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第57号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第58号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第59号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 6 議案第60号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 議案第61号 備品購入契約の締結について（パソコン等）
- 8 議案第62号 備品購入契約の締結について（4種公認更新に係る陸上競技用備品）
- 9 議案第63号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 10 議案第69号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第64号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第65号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第66号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第67号 太子町保健福祉社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第68号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第72号 太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第73号 太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第74号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第75号 太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第76号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第77号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第70号 太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第71号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第78号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第79号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第80号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 認定第1号 令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第2号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 29 認定第3号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 30 認定第4号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 31 認定第5号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 32 認定第6号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 33 認定第7号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	4番	桑名幸夫
5番	松浦崇志	6番	出原賢治
7番	森田哲夫	8番	玉田正典
9番	中藪清志	10番	藤澤元之介
11番	清原良典	13番	中島貞次
14番	堀卓史	15番	首藤佳隆

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	井手典子		

説明のため出席した者の職氏名

町長	沖汐守彦	副町長	榮藤雅雄
教育長	糸井香代子	総務部長	森文彰
生活福祉部長	藏屋一彦	経済建設部長	富岡泰造
教育次長	福井照子	財政課長	池田誠
総務課長	栄田政知	町民課長	溝端朋代
さわやか健康課長	谷口美香	まちづくり課長	三木隆史
上下水道事業所長	友政貴仁	管理課長	改野学由
こどもえがお課長	肥塚馨	社会教育課長	熊谷恵之
監査委員	朝生有恒		

(開議 午前10時00分)

○議長（首藤佳隆） 皆さんおはようございます。

令和7年第6回太子町議会定例会第3日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 議案第55号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）**

○議長（首藤佳隆） 日程第1、議案第55号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉田智子議員。

○吉田智子議員 22ページの款2総務費、項1総務管理費、目15定額減税調整給付金給付事業費、節18負担金、補助及び交付金のところで定額減税不足額給付金追加とありますが、これについての計算の根拠等の御説明をお願いします。

あと、28ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金の585万円の県の補助金についての——町の支出ということですが、これについてもうちょっと制度の説明をお願いしたいのと、あと38ページ、目8歴史資料館費のところで事業費として光熱水費の追加が出てますが、これについてもう少し具体的に説明をお願いしたいのと、あと40ページの款10教育費、項6保健体育費、目3総合公園管理費、節22償還金利子及び割引料の800万円、スポーツ振興くじの助成金の返還とありますが、これについては前回の臨時会で8,000万円等々の補助金が上がってたと思うのですが、これを返還するに至った経緯と、あと金額の根拠、以上お願いします。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 私のほうからは、22ページの目15定額減税調整給付金給付事業費、節18負担金、補助及び交付金定額減税調整給付事業費の内訳、計算の根拠について説明させていただきます。

これにつきましては、まず6月補正のほうで予算を計上させていただきました。しかしながら、デジタル庁のほうから後日提供がありました算定ツールを基に算定いたしましたところ、給付金等の額に予算不足が見込まれることになったということがあります。その中で、まず一番当初につきましては、概算ということで対象者を約1,400名程度と見込んで計上しておりましたが、実際に算定ツールを用いて計算いたしましたところ、追加といたしまして約3,500名が追加になったということでございます。それで、具体的な内訳でございますけれども、まず印刷製本費につきましては、これ窓開き封筒など、これから今まで対象と見込んでなかつた人が対象となって追加になったわけですから、その方の分の印刷をしていく分でございます。それから、通信運搬費につきましては、郵送料としまして切手、後納郵便代等でございます。それから、負担金、補助及び交付金の定額減税給付金につきましては、追加分の3,500名の人数分ということでございまして、給付1、2と2種類ございますけれども、まず調整給付金における所得税の累計額と現実に確定申告等を行いまして分かりました現実の額による差でございますとか、あるいは修正申告等で変更になるものとか、こういったものの対象者が約2,800名分でございます。それから、給付2でございますけれども、一定の要件を満たします——専従者であるとか、合計所得金額が48万円を超えるものにつきましては、追加としまして730名程度を追加というふうに見込んでおりまして、その分の差額でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 私のほうからは、28ページ目4環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金の住宅用太陽光発電設備等導入補助金585万円について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、県補助事業でありまして、同じく歳入のほうで県支出金、県補助金、衛生費県補助金のほうで同額を組ませていただいております。これにつきましては、令和7年10月1日から開始されます。内訳といたしましては、パネルと蓄電池セットで導入される御家庭への補助ということで、パネルにつきましては7万円掛ける発電量、蓄電池につきましては14万1,000円掛ける発電量掛ける3分の1という計算式になってございます。それで、県のほうがモ

デルケースといたしまして出しておりますのが5キロワットということで、7万円掛ける5キロワット35万円、それから蓄電池14万1,000円掛ける5キロワット掛ける3分の1ということで23万5,000円、58万5,000円の10件分ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 私のほうからは、38ページ、目8歴史資料館費、節10需用費の光熱水費の追加でございます。

文化会館と歴史資料館につきましては、大規模改修に伴いまして、令和7年5月から文化会館事務所が役場に移転することを見込んで予算編成をしておりました。しかしながら、休館中も歴史資料館事務所は稼働しており、収蔵庫等においても収蔵品保管のための電気を使用していることから、休館中も電気を止めることができておりません。休館に伴いまして、4月以降の電気使用料につきましては昨年度より減少しておりますが、基本料金及び電力量料金単価が昨年度よりもかなり上昇しております、結果として電気料金が開館しております昨年度より増加しております。それに伴いまして、10月以降の電気料金を見込んで補正するものでございます。

続きまして、40ページの目3総合公園管理費のスポーツ振興くじ助成金返還金でございますが、先ほど御質問にありました今年度8,000万円の助成ということでしたが、そちらにつきましては令和7年度の工事に係る助成でございまして、今回返還する分に当たりましては、令和2年度に工事を行いました助成のものになります。陸上競技場の公認更新工事につきましては、日本陸上連盟の指導に基づきまして改修を行っておりまして、令和2年度の工事ではトラックのウレタン舗装などの改修工事を実施しております。令和7年度に実施する4種公認更新工事でも、同様に指摘を受けた部分について工事を実施いたしますが、令和2年度に施工しました部分も含め、トラック全体の工事を実施するため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成金につきましては、助成対象財産処分取扱要領に基づきまして、財産処分納付金算定額基準により算出した額を返還する必要があります。令和2年度工事におきましては1,542万6,000円の助成を受けておりまして、財産処分期限内——これは10年以内となりますが、この期限内のため、残りの5年分を返還する必要があります。現在、返還金の確定はまだしていませんが、返還金につきましては工事着工までに納付する必要があるため、スポーツ振興センターから納付額の決定通知を受けて返還する予定でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

中藪清志議員。

○中藪清志議員 おはようございます。

先ほどの件についてなのですけれども、例えばさっき22ページ、目15定額減税調整給付金給付事業費、節18負担金、補助及び交付金の定額減税の分に関してですが、初めての事業かと思うのですけれども、この内容について、1,400人で、どういったツールが国のほうから来たのかも分からないですけれども、それに当てはめてみたら追加で3,500名が追加になったということなのですが、そのあまりにも数が違い過ぎるのですけれども。それというのは、やはり今回やってみて、実数と自分たちが思った概算、計算の仕方と実際に国から出てきたものが全く違ったので、こういうふうな結果は致し方がないなというところなのかという確認を1つしたいのと、あと今ありました40ページのスポーツ振興くじの助成金の返還ですけれども、これについては、10年間以内に何か——補助を受けて10年間以内に修繕というか、もう一回何かをしたら、そこに対していただいたお金をお金を返還しなきゃいけないよという決まりだとは思うのですけれども。

ということは、今回の令和7年度にする分に関しても、例えば5年ごとの更新になってくるかと思うのですけれども、今回やって、次5年後にやるときには、10年の適用とかがある場合は、そのときにまたこういう返還金が出てくるのかというのが1点と、あと総合公園管理費の——これ返還金と若干違うのですけれども、今ちょっと返還金の流れの中での話にはなるのですが、8,000万円の補助をつけて、前回の議会のときに議決したのですけれども、クラウドファンディングとか緊急防災・減災事業債を使ったりするということで更新をしていくという形だったので、緊急防災・減災事業債がこの令和7年度で終わると思うのですけれども、今回この事業とか補正には上がってきていませんけれども、そういったところも気にして見ているということだけ気にしていただければと思うのですけれども。

それと併せまして、もう一点なのですけれども、38ページの目5文化財保護費、節18の負担金、補助及び交付金の屋台保存活動助成金減額とあるのですけれども、不採択であったということでの説明だったかと思うのですけれども、今年度、どこの——結構これ資料として出すのも大変かと思うのですが、県のほうに出してみて不採択だったのか、もともともう箇いっぱいになつたのか、何か事情があるのかなと思うのですけれども、特に支障が出ない範囲でも結構なので、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 私のほうからは、定額給付金の不足額給付の件でお答えしたいと思います。

大幅に追加補正をする理由といったしましてですけれども、当初に6月補正で計上させていただいたと先ほど申し上げました。その段階におきましては、例えば給付におきましては、専従者自身は抽出できますけれども、合計所得金額が48万円以上といった条件に該当するかどうかというのが分からぬとか、対象者を見込むすべがないなどのこともございまして、対象人数を見込むことが大変困難な状況でございました。その時点といいますのは、令和7年4月16日時点のデータで、それを基に概算ということで、対象者を1,400人程度と見込んで計上させていただきました。しかしながら、確定申告を経まして、そのデータを基に、算定ツールを使用して再度計算をかけてみましたところ、当初の見込みを大幅に上回る結果となってしまったということでございます。不足額の給付要件、支給要件が大変複雑でございまして、対象者の正確な抽出も困難であったところもありまして、また精査自体も十分し切れていたかった部分もあると思われますけれども、何とぞ——給付に必要なものでございますので、御議決のほうをぜひよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） まず、御質問の順番からで行かせていただきます。

40ページのスポーツ振興くじの令和7年度の工事についても次回の工事で手を入れたら返還する必要があるのかということですけれども、こちらにつきましては、制度としましては返還する必要がございます。今回工事するところについて触るということになると返還する必要がございますが、できるだけ今回の工事に併せまして、必要な部分は全て改修しまして、次回の工事には極力影響がないようにといいますか、触るところがないようにということで考えております。

2点目の38ページ、目5文化財保護費の節18負担金、補助及び交付金の屋台保存活動助成金減額についてでございますが、こちらの助成金につきましては、一般財団法人自治総合センターからの助成でございます。今回申請されたところにつきましては、町与の屋台の改修工事ということで申請をいたしました。こちらのほうの不採択の理由ですけれども、令和7年度分につきまし

ては、こちらのほうの助成というのは宝くじが財源になっておりまますので、宝くじの売上げが減少しまして、助成金額の支出額に限りというか、限度額というのが限られてしましましたので、今回、兵庫県の41市町の中で、これまでほとんどの市町で1つ程度は承認といいますか、採択されてたようなのですけれども、今年度につきましては幾つかのまちで不採択ということが生じているようございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

山本順久議員。

○山本順久議員 36ページになります。款10教育費、項3中学校費、目2教育振興費、節1報酬の部活動地域移行コーディネーターの予算を入れられます。このコーディネーターの職務といいますか、働きといいますか、役割の説明と、実際に、いつから活動をしていただけるのか、その2点お伺いします。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 地域移行コーディネーターにつきましては、令和7年7月から会計年度任用職員として雇用しております。この方につきましては、部活動の地域移行をこれからどんどん進めてまいりますので、そのコーディネート、地域と学校とかをつなぐというところで、これまででも計上させていただいて、活躍させていただいております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 まず最初に、20ページの総務費の一番下の目8電子計算機費のところですが、節13使用料及び賃借料のシステム使用料追加となっておりますが、これの説明を私は聞き漏らしたかもしれません、どういった用途の使用料なのかということと、これに対して町債を新規に発行されておって、それからデジタル基盤改革支援補助金というのもここに使うことになるのかと思うのですが、これは19ページの1,693万2,000円、これが該当するのかということを確認させてください。

それから、28ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費の節12の委託料の新型コロナ予防接種委託料減額ですが、これは終了に伴いという説明でしたが、これについては令和6年3月31日に国の全額補助は終了してますが、そのことについて言っておられるのか。今回、大体3分の1程度減額されておりますが、これの根拠についてもう一度説明いただきたいと思います。

それから次に、34ページの款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節18の負担金、補助及び交付金で、研究指定校等補助金で、太田小学校が選出されたという御説明でしたが、これのそもそも制度と、それから今後どういった計画ということがもし分かりましたら、あるいは選ばれた経緯とか、そういったあたりを説明していただければと思います。

それから最後に、先ほど話が出ておりました28ページの目4環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金住宅用太陽光発電設備等導入補助金についてですが、先ほどの説明で大体分かったのですけれども、これは設置された方が補助を受けられるということですが、その申請スキームとか、あるいは町からのアナウンスとか、大体10月からということでしたが、そういうあたりどういった計画になってるかを御説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 20ページ節13使用料及び賃借料のシステム使用料についてのお問合せ

でございます。

まず、14ページ款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金のデジタル基盤改革支援補助金の追加といたしまして、こちらのほうから説明させていただきます。これにつきましては、国が進めます自治体情報システムの標準化に係ります移行作業は5年度から行っておりますけれども、その分、その7年度分に対する国費が——事業補助の上限額、これが変更となりましたので、追加で補正するものでございます。その充当先といたしましては、先ほどありましたとおり、19ページ、20ページにあります、一番下のほうにあります款2総務費、項1総務管理費、目8電子計算機費ということでございます。業務システム構築委託料、それから基幹業務システム保守委託料、システム使用料、こういったことが充当というふうになります。うちのシステム使用料につきましては、自治体情報システムの標準化に係りますガバメントクラウドの使用料の追加でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 私のほうから、28ページ款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料の新型コロナ予防接種委託料の減額、それから住宅用太陽光発電設備等の導入補助金のことについて、2点について回答させていただきます。

まず、1点目の新型コロナ予防接種委託料の減額につきましては、これにつきましては、議員おっしゃるとおり、国の制度のほうが終了しましたので、それにつきまして歳入、それから歳出、こちらにつきましても国の負担分というのを自己負担額のほうに入れておりますので、その分を減らしてございます。これにつきましては、65歳以上の方9,348人の約55%、5,200人で計上してございますので、その分、人数分が減っておるということでございます。

続きまして、住宅用太陽光発電設備等の導入補助金につきましては、こちらは一般の住宅の方で、太陽光パネル及び蓄電池をセットで導入される方に対しての補助でございます。アナウンスにつきましては、この補正予算のほう成立後、速やかにまたさせていただくような形になるかと思います。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 私のほうからは、34ページ、款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費の負担金、補助及び交付金の部分を説明させていただきます。

今回の研究会につきましては、兵庫県小学校教育研究会理科部会の主催による研究発表会でございます。この研究会につきましては、兵庫県の小学校の組織、校長会の下部組織でございまして、各教科ごとに部会があるものでございます。兵庫県の小学校における教育の質的向上を目指しまして、教職員が集まって、授業実践の研究とか、教材の研究なんかを行います研究会でございます。選ばれました経緯と今後の見通しということでございますが、県下で4つのブロックに分けまして、ローテーションを組んで開催しております。阪神地区、神戸地区、播磨西地区、播磨東地区ということでローテーションを組まれておりますので、選ばれた経緯につきましても、そのローテーション、今回播磨西地区に当たりましたというところで、太田小学校が選ばれています。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 20ページの先ほどの項1総務管理費、目8電子計算機費のシステム使用料ですが、そうすると、これは標準化に伴うガバメントクラウドの使用料ということかなというふうに

受け取ったのですが。これは、予定としては今年度で完結するものなのか、もうちょっと継続するものなのか、そこについてもう少し見通しの説明をお願いします。

それから、新型コロナワクチンのほう、28ページ目2予防費、節22償還金、利子及び割引料のところですが、要するに令和6年3月31日で終了してますけれども、それ以前の予算組みをされてたから、その補助がなくなった分について減額したという理解でいいですか。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 20ページのシステム使用料につきましてです。この使用料につきましては、おっしゃるとおり、標準化に係るものでございます。今現在、標準化の構築作業、それから今後テスト接続、本番準備、それから本格実施というような流れを取っていきますけれども、今後につきましてもシステム使用料というものは発生してまいります。ただし、国費におきまして、本格実施までは措置されますので、それ以降につきましては単費という形になります。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 新型コロナワクチンの接種の件でございますが、議員おっしゃるとおり、予算計上の際は国からの補助がなくなるという情報が積算の時点でなかったので、今回補正させていただいております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 1点確認です。ちょっと聞き漏らした点もありますので、最初のほうに戻るのですが、40ページのスポーツ振興くじの助成金の返還金のことなのですけれども、これの返還根拠というのは、適化法を適用して返還したということでおろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 根拠というのは、スポーツ振興センターの取扱要領に基づいたものでして、日本スポーツ振興センターの助成金につきましては、助成対象財産処分取扱要領というのに基づきまして、10年間は触れないということになっておりますので、それ以内に触る場合には、その計算方法に基づいた金額を返還するということになっております。それに基づいた、その取扱要領に基づいた返還でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 適化法ではないけれども、その取扱要綱の中に適化法の精神がうたわれとつて、それに基づいて返還が生じるという理解でよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） はい、そのとおりでございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 それは令和2年の改修時点では分からなかったことで、今回たまたま更新工事をするに当たって、補助を受けたものが出てきたので、返還の必要が生じてきた。当時は10年以内に改修する予定はなかったという理解でよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） この助成金につきましては、令和2年度に初めて採択されまして、いただいたものでございます。その当時には今回このような全面改修ということは想定しておりませんでしたので、今回の返還という部分につきましては想定していなかつたものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 まず、22ページの先ほどの定額減税不足額給付金追加ということで、いろいろ説明をしていただいたのですけれども、先ほどの要は確定申告を経た後のデータが来て、そこでというのと、国の算定方針を示された後に、追加がこれだけ出たということなのですけれども、それで言いますと、ほかの各市町も同じようにこれだけ追加の額、人数というのが出てるのかということをどのように認識されているかということ、それから同じページで徴税費の部分、賦課徴収費ですか、委託料、土地鑑定評価業務委託料について詳細説明をお願いいたします。

それから、消防費の部分ですけれども、34ページの備品購入費の消防ポンプ自動車購入費追加ということで、提案説明のときには小型ポンプの機種変更のようなことをおっしゃったと思うのですが、それについても詳細説明をお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） まず、定額減税の分でございます。これにつきましては、他市町の状況を聞き取りで確認しましたところ、多かれ少なかれ概算で見積もって差が出ておるというようなところも多いと聞いております。しかしながら、額がどれぐらいかまでは確認しておりませんので、ちょっとお答えはしにくいところなのですけれども、今回の分につきましては、当初の見込みが非常に複雑であったというところから、こちらのほうとしましてもきちんと見積りがし切れてなかった分もあるのではないかというふうな印象もありますので、その辺については反省点として受け止めております。

それから、その下の土地鑑定の評価委託料でございますが、これにつきましては、令和9年度の評価替えに対応するために、令和8年1月1日時点で町内の標準宅地の鑑定評価を不動産鑑定士に委託するものでございます。これは評価替え——次は令和9年度になりますけれども、この評価替えの前々年度、令和7年度に計上するものでございます。本来、当初予算で計上しておけばよかったですけれども、当初予算の計上が行われていなかったということで、9月補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 34ページの消防施設費の消防ポンプ自動車購入費の追加につきまして御説明いたします。

これにつきましては、消防車両と併せて4月に入札させていただいたのですが、そのときに不落ということで実施できませんでした。それに併せて、小型ポンプの機種のほうを若干性能を上げるような形で計上させていただいております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 今的小型ポンプ、消防ポンプ自動車の件ですけれども、これは第1、第2機動の車両でしたか。どこの車両か、お願いいいたします。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） これにつきましては、新たに今度工作車のほうに搭載する分として、新たに購入する分でございます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 1つ聞き忘れましたが、先ほど話が出てました38ページの屋台保存活動助成金減額で、不採択になった経緯とか理由はよく分かったのですが、もともと補助する先が決まっていたということで、不採択になったことを受けてどのように対応されるのか、それについてはどのようにお考えですか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 今回不採択になりましたので、後年度送りということで、令和8年度に改めて申請をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第56号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（首藤佳隆） 日程第2、議案第56号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第3 議案第57号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（首藤佳隆） 日程第3、議案第57号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 12ページの款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定調査等費、節13使用料及び賃借料のところにガバメントクラウド使用料というのがございますけれども、これも先ほども聞きましたが、標準化に伴う一時的なものなのか、今後も恒久的に——標準化された後、かかるてくるものなのか。それについて御説明いただけますか。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） これにつきましては、議員おっしゃるとおり、認定審査会支援システムの標準化に伴うものでございます。経費が恒常的にかかるのかどうかということにつきましては、先ほど一般会計のほうでも説明ありましたけれども、システムの本稼働までは国庫補助がございまして、それ以後につきましては単費で、単費でというか、特別会計のほうで支払うような形になってございます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第58号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（首藤佳隆） 日程第4、議案第58号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第5 議案第59号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（首藤佳隆） 日程第5、議案第59号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第6 議案第60号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（首藤佳隆） 日程第6、議案第60号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第61号 備品購入契約の締結について（パソコン等）

○議長（首藤佳隆） 日程第7、議案第61号備品購入契約の締結について（パソコン等）を議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 内容については特に疑問はないのですが、入札の金額を見ますと、落札された方と入札されてる各者かなり開きがあるように見えるのですけれども、どういう入札の条件でやっておられるのか、御説明いただければと思います。スペックなのか、機能なのか、何かそういったものがあるかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） パソコン等の購入に係る仕様書というのがございまして、その中には、当然、O.Sであるとか、あるいはどのような——オフィスを使うのかといったものであるとか、ディスプレイであれば、ノートパソコンにおいては15.6型以上とか、そういう基準を設けております。これについては前回も同じような状況で、各種仕様を設けてやっております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 昨年も同じ業者だって、特に問題がないなら構わないのですけれども、これだけ差があるのはなぜなのかなというか。つまり、どういったスペックの設定で、例えばそれがメーカーの企業努力なのか、メーカーというか、業者の企業努力なのか、あるいは納入する物のメーカーが違うとか、そういうことでも差が出てきそうなのですけれども。最低価格がこういった、ない場合に、そこら辺はどういった設定でやってるのかというのがちょっと心配になったものですから質問したのですけれども。どういった理由でこれだけ差があるとお考えですか。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 特にパソコンはこのメーカーのやつを入れてくださいとか、そういうことも指定しておりませんし、それぞれの企業の努力であるというふうに受け止めております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

中藪清志議員。

○中藪清志議員 このパソコンについてですけれども、去年も同じタイミングでも、その前の30年のやつの分をやってるかと思うのですが、今回パソコンの台数が増えているからなのか分かりませんけれども、辞退しているところが減って、入札に入ってるところが増えてるなという感じがするのですけれども、その状況と、またそれによってこの価格とかにも競争原理が働いたとか、そういうところはあるかどうかという確認がしたいのですけれども。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 去年、同じようなパソコン購入ということをさせていただいております。去年までは、例えばOSにつきましては、今回ウインドウズ11というふうにしておりますけれども、去年においてはダウングレード版のウインドウズ10を指定しております、それは当町の内部情報系のパソコンのほうでそれを使用して不具合が出ないかとか、そういうことを総務課の情報推進係のほうで検証しておりましたので、そういうたちょっと特異的な条件があったというの影響しておる部分ではないかなというふうに思っております。それで、前回が2者、今回は5者ということで、競争原理につきましては、もちろん業者数が多くなっておりますので、働いているのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第62号 備品購入契約の締結について（4種公認更新に係る陸上競技用備品）

○議長（首藤佳隆） 日程第8、議案第62号備品購入契約の締結について（4種公認更新に係る陸上競技用備品）を議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 今回の投げ用の団いですけれども、前回8月の臨時会で上がりました4種公認更新工事とこれは別にされてることには何か理由があるかどうかということが1点と、それか

らこれは可動式かと思うのですけれども、その保管等はどうされてるかということについて説明いただければと思います。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 8月議会では工事そのものについての承認をいただきました。今回につきましては備品購入で別になりますので、備品につきましても金額に応じて議会の承認といいますか、議決を得る必要がありますので、今回別に上げさせていただいたものでございます。

それから、保管につきましては、これだけ大きなものですので、どこかにしまうということはできませんので、競技に支障のないところに置かせていただいて、場内で保管するということになります。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 先ほど保管場所について競技に支障のない場所でという答弁させていただいてますけれども、投げき用のサークルというのは当然、全然移動はできませんから、そのサークルの周りに囲いが——これは支障のないというよりも、もうそこに常設されてるというイメージでございます。可動式は可動式なのですけれども、移動するとしましたら、例えば1メートルとか2メートルとか、その程度の移動で、ほぼもう常設というような状態でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時01分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第9 議案第63号 公の施設の区域外設置に関する協議について

○議長（首藤佳隆） 日程第9、議案第63号公の施設の区域外設置に関する協議についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第63号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第69号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第10、議案第69号太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第69号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時03分）

（再開 午前11時04分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第11 議案第64号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第11、議案第64号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第64号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第65号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第12、議案第65号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第65号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時06分)

(再開 午前11時07分)

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

**日程第13 議案第66号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（首藤佳隆） 日程第13、議案第66号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第66号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時08分)

(再開 午前11時09分)

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~  
日程第14 議案第67号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第14、議案第67号太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第67号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時10分)

(再開 午前11時10分)

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~  
日程第15 議案第68号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第15、議案第68号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第68号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第16 議案第72号 太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について**

○議長（首藤佳隆） 日程第16、議案第72号太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第72号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第17 議案第73号 太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について**

○議長（首藤佳隆） 日程第17、議案第73号太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第73号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第18 議案第74号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について**

○議長（首藤佳隆） 日程第18、議案第74号太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第74号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第19 議案第75号 太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第19、議案第75号太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第75号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第20 議案第76号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第20、議案第76号太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第76号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第21 議案第77号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第21、議案第77号太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第77号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時18分）

（再開 午前11時18分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第22 議案第70号 太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第22、議案第70号太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第70号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時20分）

（再開 午前11時20分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

**日程第23 議案第71号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（首藤佳隆）　日程第23、議案第71号太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第71号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆）　異議なしと認めます。したがって、議案第71号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩　午前11時21分）

（再開　午前11時22分）

○議長（首藤佳隆）　休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第24 議案第78号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆）　日程第24、議案第78号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第78号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆）　異議なしと認めます。したがって、議案第78号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第25 議案第79号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（首藤佳隆）　日程第25、議案第79号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第79号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第26 議案第80号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第26、議案第80号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第80号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時25分)

(再開 午前11時26分)

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第27 認定第1号 令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（首藤佳隆） 日程第27、認定第1号令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第1号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました

した議案付託表のとおり、6人の委員で構成する令和6年度一般会計決算委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、6人の委員で構成する令和6年度一般会計決算委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和6年度一般会計決算委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、吉田智子議員、山本順久議員、玉田晶久議員、桑名幸夫議員、出原賢治議員、堀卓史議員、以上6人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました6人の議員を令和6年度一般会計決算委員会の委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時28分)

(再開 午前11時28分)

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

休憩中に令和6年度一般会計決算委員会が開催され、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、委員の互選により、委員長に堀卓史議員、副委員長に山本順久議員が選出されたので御報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

~~~~~

日程第28 認定第2号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（首藤佳隆） 日程第28、認定第2号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第2号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第29 認定第3号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（首藤佳隆）　日程第29、認定第3号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第3号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆）　異議なしと認めます。したがって、認定第3号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第30　認定第4号　令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（首藤佳隆）　日程第30、認定第4号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第4号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆）　異議なしと認めます。したがって、認定第4号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第31　認定第5号　令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（首藤佳隆）　日程第31、認定第5号令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第5号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第32 認定第6号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

○議長（首藤佳隆） 日程第32、認定第6号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第6号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

### 日程第33 認定第7号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（首藤佳隆） 日程第33、認定第7号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案については8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第7号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は総務経済建設常任委員会

に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

9月2日から9月23日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、9月2日から9月23日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は9月24日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 午前11時36分)